

●香川県告示第305号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成25年6月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所
三豊市高瀬町佐股字青池乙186の48から乙186の51まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅